

兵庫県保険者協議会専門部会設置運営要領

制 定 平成28年 3月 7日
改 正 平成30年 3月 8日
平成30年10月25日

(目的)

第1条 兵庫県保険者協議会設置運営要綱第7条の規定に基づき、兵庫県保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、兵庫県保険者協議会（以下「協議会」という。）の事業内容等について、実務レベルでの検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(所掌)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について、検討を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の円滑な実施の支援
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) その他協議会会長が必要と認める事項

2 専門部会は、前項に掲げる事項の検討結果を協議会に報告する。

(構成)

第3条 専門部会は、協議会を構成する団体が推薦する者を委員として構成する。

2 前項に規定する推薦は、各団体2名以内とする。

3 専門部会は、必要に応じて学識経験者並びに企業及び大学等の関係者等の参画及び助言を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 委員のうち1人を部会長として、委員が互選する。

2 部会長は、会務を掌理し、専門部会の議長となる。

(副部会長)

第6条 委員のうち1人を副部会長として、委員が互選する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

(専門部会の招集)

第7条 専門部会は、必要に応じ協議会会長が招集する。

(費用の負担)

第8条 専門部会の運営等に要する経費については、兵庫県保険者協議会設置運営要綱第3条第1項第1号から第9号までに掲げる者の属する構成団体が応分に負担する。

(専門部会の庶務)

第9条 専門部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 制定時に任命した委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月8日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月25日)

この要領は、平成30年10月26日から施行する。